

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成23年12月9日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道9号改築工事（駟馳山バイパス・鳥取県鳥取市福部町細川字深谷地内から同市福部町海士字高浜地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日
平成23年11月22日
- 4 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地 目		全筆の地積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定した土地の地積 (㎡)	氏名	住所等	氏名	住所等
		土地の登記記録上のもの	現況	土地の登記記録上のもの	実測					
鳥取市福部町細川字奥堤上エ	818	山林	山林	1,454	4,426.62	920.47	別記1のとおり	別記1のとおり	なし	なし
鳥取市福部町細川字前田	1434	畑	畑	188	188.89	53.11	別記2のとおり	別記2のとおり	別記2のとおり	別記2のとおり

別記1

土地所有者

横山 久廣 鳥取市福部町細川344

別記2

土地所有者

横山 久廣 鳥取市福部町細川344

土地に関して権利を有する関係人

鳥取信用金庫 代表理事 藤本 英興 鳥取県鳥取市栄町645